

第3章 地域公共交通ネットワーク形成に向けた取組

1.1 地域公共交通ネットワーク形成の基本方針と方向性

第1章 1.6 に示した本計画の基本理念、「支え合うまち天理」を実現する、広域的基幹交通と地域内交通とが連携したニーズに見合った地域公共交通ネットワークの形成」を踏まえ、その実現に向けた地域公共交通ネットワーク形成の基本方針を以下のとおり定める。

<地域公共交通ネットワーク形成の基本方針>

(1) 市民の暮らしを支える、鉄道駅を中心とした公共交通ネットワークの形成

広域的基幹交通であるJR桜井線（万葉まほろば線）及び近鉄天理線の各駅を拠点に、それらを補完する奈良交通バスを生かしながら、駅を中心に各地域を結ぶ地域内交通により、駅、公共施設、医療施設、商業施設と住宅地域を結ぶまちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成する。なお、コロナ禍の影響により公共交通の利用者は減少し、それに応じたかたちで運行サービスの見直しが行われている。今後の需要回復を踏まえ、広域的基幹交通については、運行サービスの維持に努めるとともに、基幹交通を補完して多くの市民の暮らしを支える地域内交通については、ニーズに見合った持続可能なものとするため、利用実態を検証し、利便性と効率性の両立に向けた必要な改善・見直しを行う。

(2) 交通不便地域や高齢者等の移動手段の確保

中山間地域をはじめとする人口減少や高齢化が特に顕著な地域における市街地への移動手段を確保するため、地域内交通の再編等により利便性・効率性の向上を図る。また、超高齢化社会の到来を見据えて、地域住民、公共交通事業者、行政等の関係機関が連携して、小さな地域のニーズに対応した地区の自主運営などによる「支え合いの移動手段」の可能性も含め、様々な手法・交通モードを検討し実現を目指す。

(3) 観光客にとって利用しやすい公共交通の充実

大規模複合施設である「なら歴史芸術文化村」については、公共交通によるアクセスを確保するほか、「山の辺の道」と、これに沿って点在する社寺や古墳群への観光交通として、駅～国道169号～「山の辺の道」までの徒歩・自転車での移動環境の向上を図る。また、南北の広域的基幹交通となるJR桜井線（万葉まほろば線）の強みを最大限に引き出し、観光客による公共交通の利用を促進する。

(4) 幅広い連携による移動手段の維持・確保と利用促進施策の展開

各種関係機関との協働や地域住民による支え合いにより、地域の移動手段を維持・確保し、その利用促進につながる施策を展開する。

第3章 地域公共交通ネットワーク形成に向けた取組

1.2 地域公共交通ネットワーク形成の基本方針と方向性

第1章 1.6 に示した本計画の基本理念、「支え合うまち天理」を実現する、広域的基幹交通と地域内交通とが連携したニーズに見合った地域公共交通ネットワークの形成を踏まえ、その実現に向けた地域公共交通ネットワーク形成の基本方針を以下のとおり定める。

<地域公共交通ネットワーク形成の基本方針>

(1) 市民の暮らしを支える、鉄道駅を中心とした公共交通ネットワークの形成

広域的基幹交通であるJR桜井線（万葉まほろば線）及び近鉄天理線の各駅を拠点に、それらを補完する奈良交通バスを生かしながら、駅を中心に各地域を結ぶ地域内交通により、駅、公共施設、医療施設、商業施設と住宅地域を結ぶまちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成する。なお、コロナ禍の影響により公共交通の利用者は減少し、それに応じたかたちで運行サービスの見直しが行われている。今後の需要回復を踏まえ、広域的基幹交通については、運行サービスの維持に努めるとともに、基幹交通を補完して多くの市民の暮らしを支える地域内交通については、ニーズに見合った持続可能なものとするため、利用実態を検証し、利便性と効率性の両立に向けた必要な改善・見直しを行う。

(2) 交通不便地域や高齢者等の移動手手段の確保

中山間地域をはじめとする人口減少や高齢化が特に顕著な地域における市街地への移動手手段を確保するため、地域内交通の再編等により利便性・効率性の向上を図る。また、超高齢化社会の到来を見据えて、地域住民、公共交通事業者、行政等の関係機関が連携して、小さな地域のニーズに対応した地区の自主運営などによる「支え合いの移動手手段」の可能性も含め、様々な手法・交通モードを検討し実現を目指す。**具体的には、令和8年春頃に交通空白地である福住校区において、地域運営組織が主体となり自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の実証実験を行う予定である。**

(3) 観光客にとって利用しやすい公共交通の充実

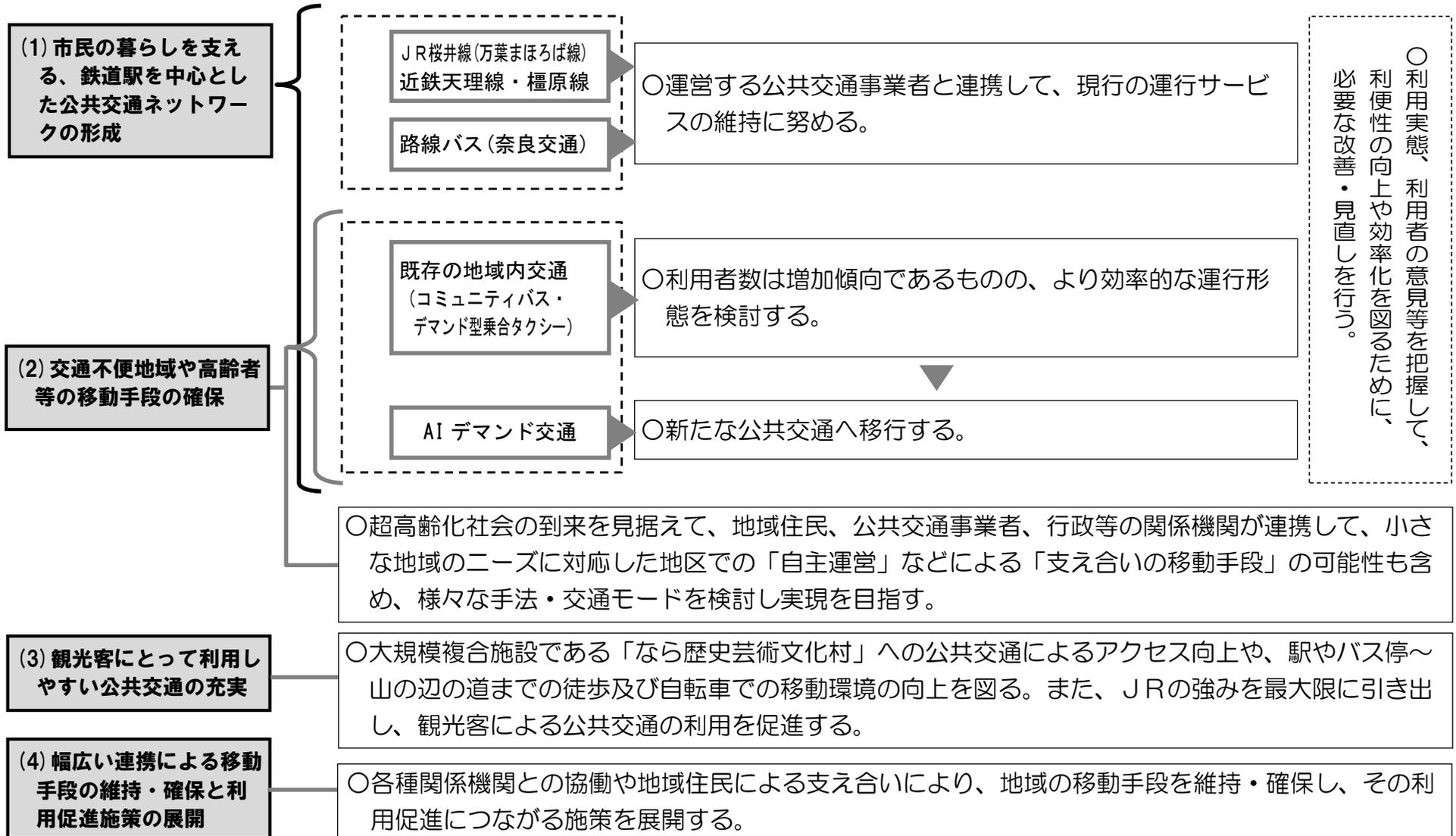
大規模複合施設である「なら歴史芸術文化村」については、公共交通によるアクセスを確保するほか、「山の辺の道」と、これに沿って点在する社寺や古墳群への観光交通として、駅～国道169号～「山の辺の道」までの徒歩・自転車での移動環境の向上を図る。また、南北の広域的基幹交通となるJR桜井線（万葉まほろば線）の強みを最大限に引き出し、観光客による公共交通の利用を促進する。

(4) 幅広い連携による移動手手段の維持・確保と利用促進施策の展開

各種関係機関との協働や地域住民による支え合いにより、地域の移動手手段を維持・確保し、その利用促進につながる施策を展開する。

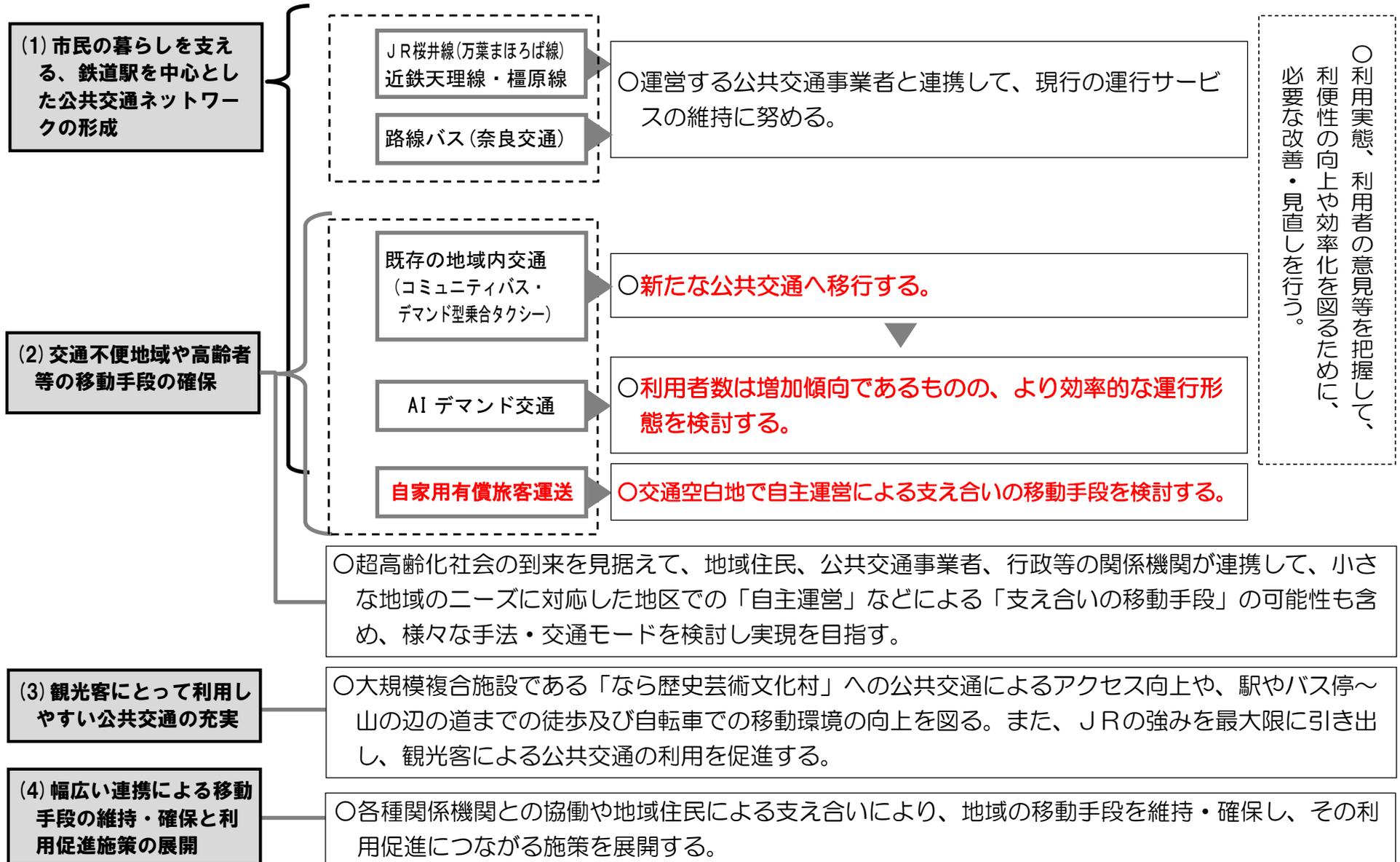
<基本方針>

<地域公共交通ネットワーク形成の方向性>



<基本方針>

<地域公共交通ネットワーク形成の方向性>



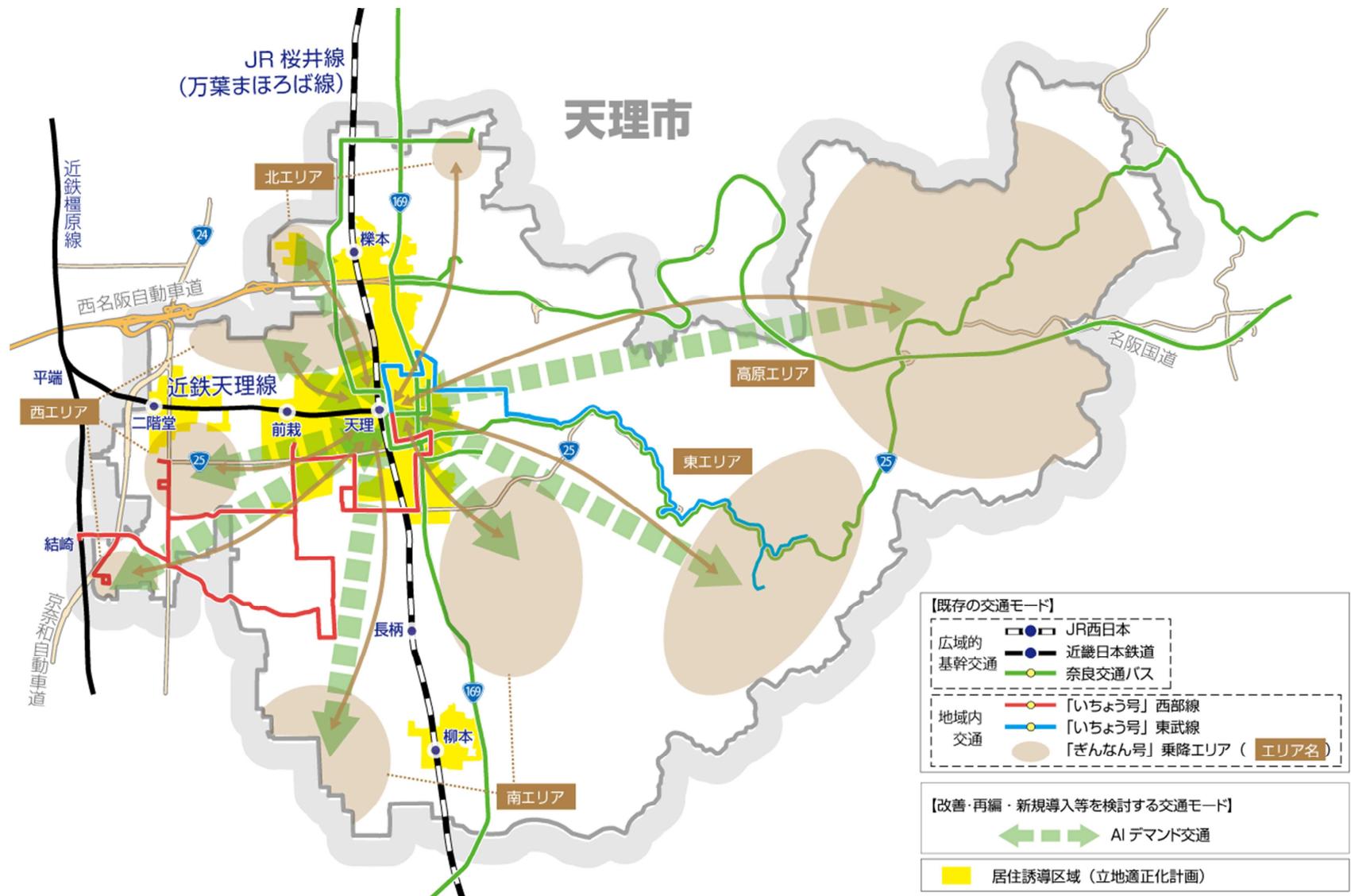


図 地域公共交通ネットワーク形成の方向性 (イメージ)

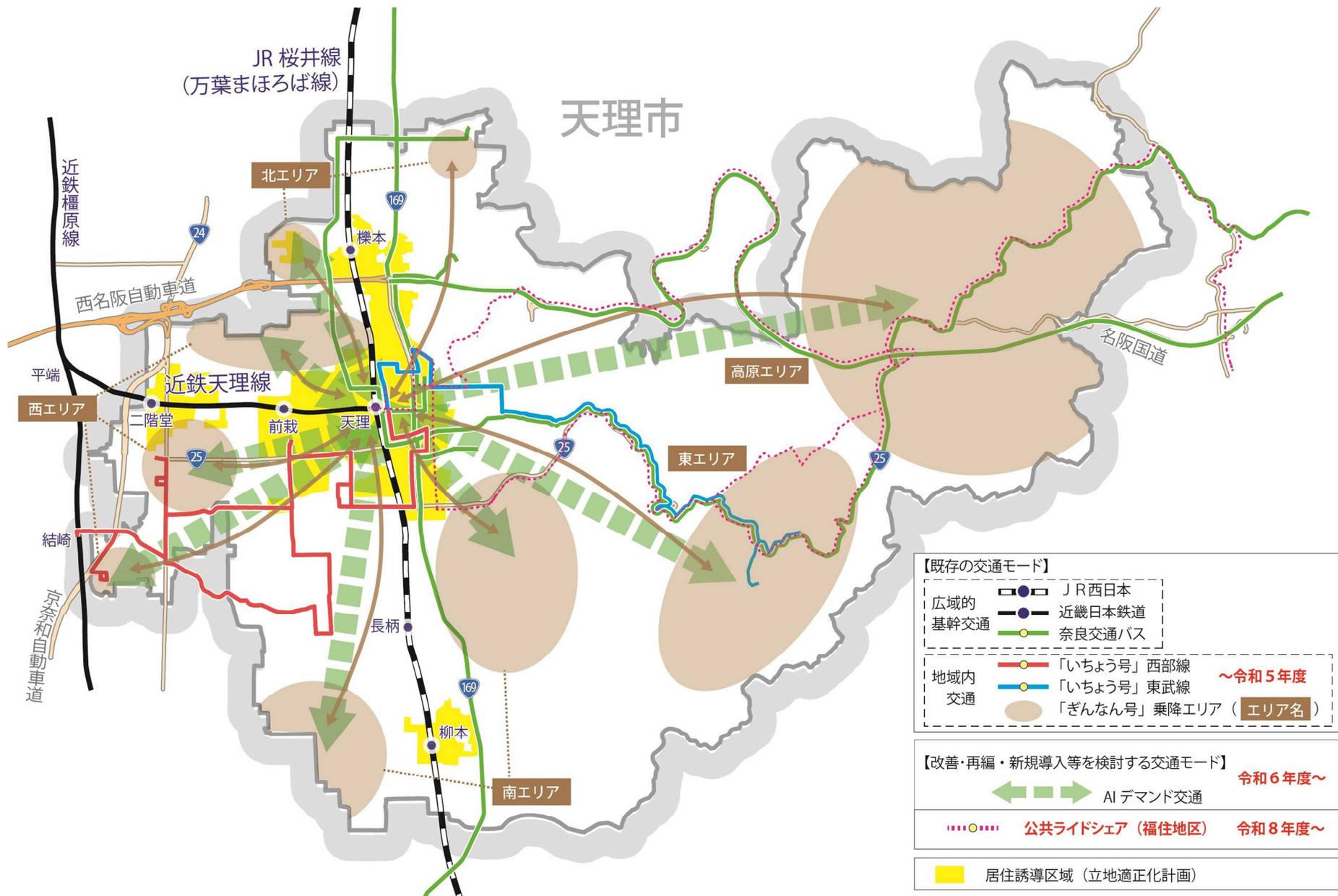


図 地域公共交通ネットワーク形成の方向性 (イメージ)

表 交通モードの位置付け

位置付け	種別		役割	確保・維持策
広域的 幹線交通	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 桜井線 ・ 近鉄天理線 	都市拠点から市外への広域交通を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
	奈良交通バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天理シャープ線 ・ 天理市内線 ・ 直行便 	近鉄・JR 天理駅を発着地として、市内並びに近接市村の各拠点を連絡する	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良天理線 ・ 天理都祁線 ・ 天理桜井線 		地域公共交通確保維持事業（幹線補助）の活用及び市の支援による持続可能な運行		
地域内 交通	AI デマンド交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地停留所～目的地停留所 	市内の住宅地停留所と目的地停留所間を運行し、近鉄・JR 天理駅や生活必需施設に接続する	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用及び市の支援による持続可能な運行
	タクシー		市内各地域を運行し、軸となる幹線交通や地域拠点に接続する	交通事業者と協議の上、運行を確保
	福祉タクシー			
	デマンドシャトル			

表 事業の必要性

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道は、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。また近鉄・JR 天理駅では、奈良交通バスのほか、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。このため、交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する必要がある。 ・ 奈良交通バスは、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の近鉄・JR 天理駅では、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、一部路線については、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】 ・ AI デマンド交通は、住宅地と、近鉄・JR 天理駅、病院や大型商業施設等の生活必需施設を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは持続可能な運行が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】 ・ タクシーは、買物、通院等の日常生活行動の移動のほか、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。 ・ 福祉タクシーは、障害者等の通院や買物等といった日常生活行動の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、運行を確保する必要がある。 ・ デマンドシャトルは、近鉄・JR 天理駅となら芸術文化村間の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。
--

表 交通モードの位置付け

位置付け	種別	役割	確保・維持策
広域的 幹線交通	鉄道	・ JR 桜井線 ・ 近鉄天理線	都市拠点から市外への広域交通を担う 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
	奈良交通バス	・ 天理シャープ線 ・ 天理市内線 ・ 直行便	近鉄・JR 天理駅を発着地として、市内並びに近接市村の各拠点を連絡する 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		・ 奈良天理線 ・ 天理都祁線 ・ 天理桜井線	
地域内 交通	AI デマンド交通	・ 住宅地停留所 ～目的地停留所	市内の住宅地停留所と目的地停留所間を運行し、近鉄・JR 天理駅や生活必需施設に接続する 地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用及び市の支援による持続可能な運行
	タクシー		市内各地域を運行し、軸となる幹線交通や地域拠点に接続する 交通事業者と協議の上、運行を確保
	福祉タクシー		
	デマンドシャトル		
	自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)		交通空白地における 移動手段の確保 関係者と協議の上、運行を確保

表 事業の必要性

- ・ 鉄道は、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。また近鉄・JR 天理駅では、奈良交通バスのほか、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。このため、交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する必要がある。
- ・ 奈良交通バスは、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の近鉄・JR 天理駅では、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、一部路線については、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】
- ・ AI デマンド交通は、住宅地と、近鉄・JR 天理駅、病院や大型商業施設等の生活必需施設を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは持続可能な運行が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】
- ・ タクシーは、買物、通院等の日常生活行動の移動のほか、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。
- ・ 福祉タクシーは、障害者等の通院や買物等といった日常生活行動の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、運行を確保する必要がある。
- ・ デマンドシャトルは、近鉄・JR 天理駅となら芸術文化村間の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。
- ・ **道路運送法第 78 条第 2 号に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）は、バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な交通空白地において、通勤通学、買い物等の日常生活行動の移動を担う。このため、地域の実情に応じ、関係者と協議の上、運行を確保する必要がある。**

表 補助系統に係る事業及び実施主体

種別	路線名	起点	終点	運行態様	実施主体	補助事業の活用
奈良交通バス	天理シャープ線	天理駅	シャープ総合開発センター	路線定期運行	交通事業者	なし
	天理市内線	天理駅	天理大学	路線定期運行	交通事業者	なし
	直行便	天理駅	なら歴史芸術文化村	路線定期運行	交通事業者	なし
	奈良天理線	JR 奈良駅	シャープ総合開発センター	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理都祁線	天理駅	針インター・山辺高校	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理桜井線	桜井駅北口	天理駅・憩いの家外来棟	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
AI デマンド交通		住宅地停留所	目的地停留所	区域運行	交通事業者 民間事業者 天理市	フィーダー補助

表 補助系統に係る事業及び実施主体

種別	路線名	起点	終点	運行態様	実施主体	補助事業の活用
奈良交通バス	天理シャープ線	天理駅	シャープ総合開発センター	路線定期運行	交通事業者	なし
	天理市内線	天理駅	天理大学	路線定期運行	交通事業者	なし
	直行便	天理駅	なら歴史芸術文化村	路線定期運行	交通事業者	なし
	奈良天理線	JR 奈良駅	シャープ総合開発センター	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理都祁線	天理駅	針インター・山辺高校	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理桜井線	桜井駅北口	天理駅・憩いの家外来棟	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
AI デマンド交通		住宅地停留所	目的地停留所	区域運行	交通事業者 民間事業者 天理市	フィーダー補助
自家用有償旅客運送	東部線 (5系統)	下山田 長滝公民館	天理駅 たけよし	路線定期運行	地域運営組織	なし

3.2 基本方針を実現するための施策・事業

地域公共交通ネットワーク形成の基本方針の実現に向けて、本計画において推進する計画事業は下図のとおりである。また各事業の概要、及び実施主体等を次頁より示す。

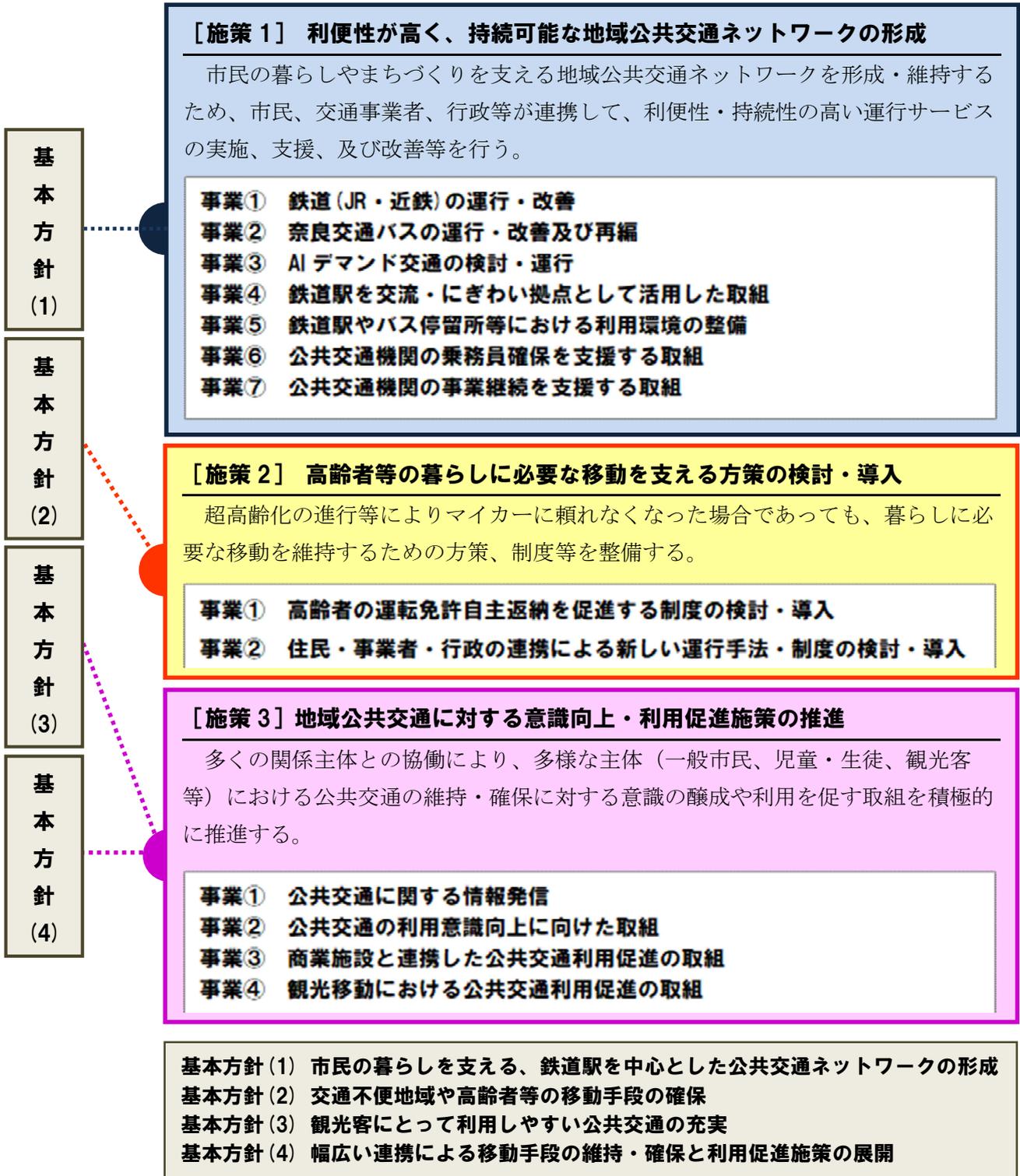


図 計画事業の枠組み

3.2 基本方針を実現するための施策・事業

地域公共交通ネットワーク形成の基本方針の実現に向けて、本計画において推進する計画事業は下図のとおりである。また各事業の概要、及び実施主体等を次頁より示す。

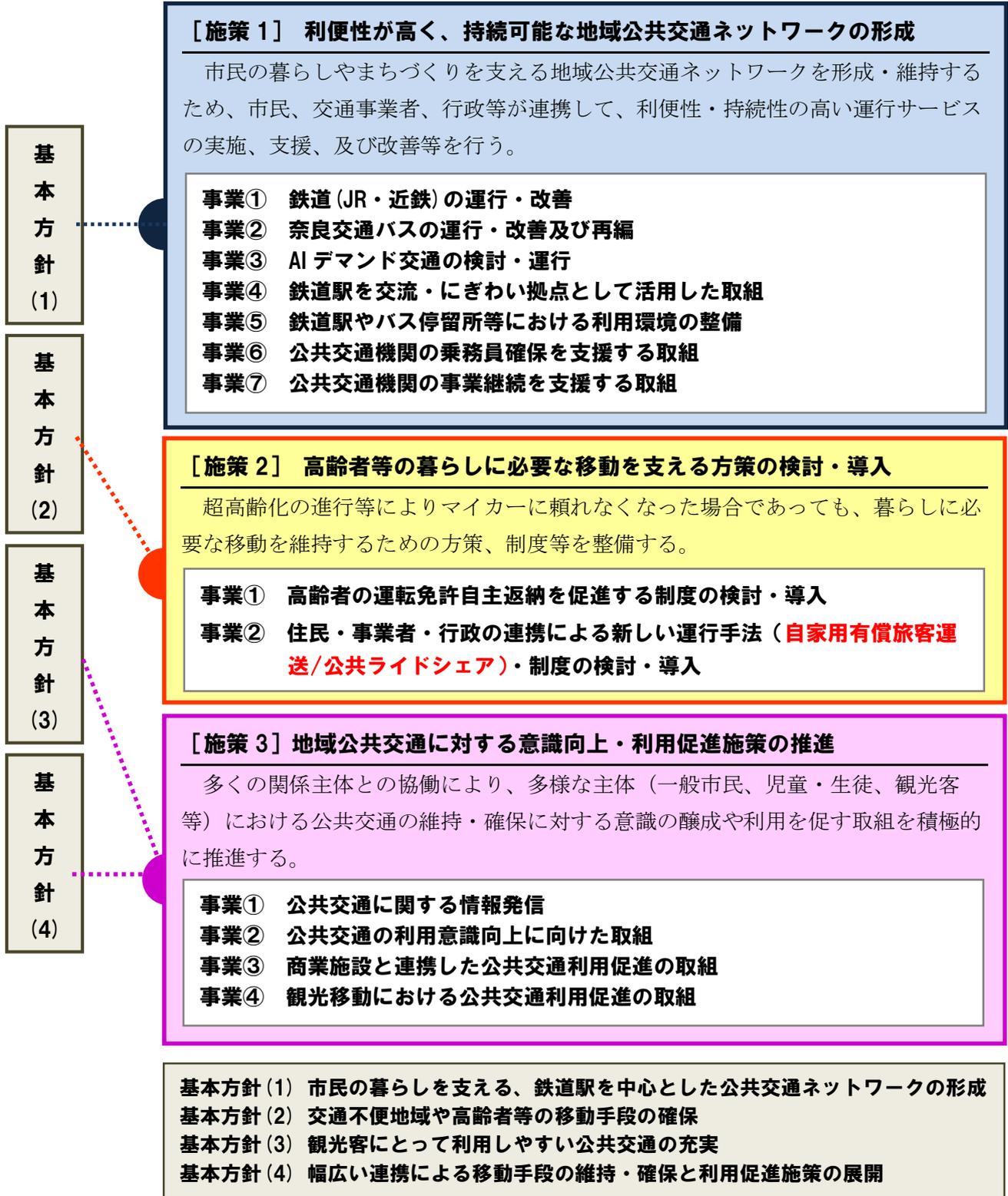


図 計画事業の枠組み

事業② 住民・事業者・行政の連携による新しい運行手法・制度の検討・導入

[事業概要]

- 超高齢化が進行する地域において、マイカーに頼れないような市民の暮らしを守るために、地域住民、市の協働により、既存の公共交通モードでは対応が困難と思われる小さな需要や個別ニーズに対応できる移動手段の導入を可能とするための手法・制度等を検討する。
- 地域ぐるみで公共交通を守り育てるという意識の強い地域については、地域内における住民主体での新たな移動手段の検討、導入に向けた取組を支援する。
- 他の地域においても、病院や商業施設等の事業者間相互、住民と事業者、事業者と行政など多様な主体が連携し、買い物支援バスや通院バス等地域の実情に応じた運行手法・制度について検討する。
- 公共交通における運転者不足の問題は一層深刻化すると見込まれるため、自動運転やシェアリングエコノミー等、交通における新たな技術や仕組みに関する情報を収集し、導入の可能性について検討する。

[実施主体]

天理市、地域住民



出典：西宮市HP

図 住民主体の新たな移動手段の確保に対する支援の仕組みの例

事業② 住民・事業者・行政の連携による新しい運行手法（自家用有償旅客運送/公共ライドシェア）・制度の検討・導入

[事業概要]

- 超高齢化が進行する地域において、マイカーに頼れないような市民の暮らしを守るために、地域住民、市の協働により、既存の公共交通モードでは対応が困難と思われる小さな需要や個別ニーズに対応できる移動手段の導入を可能とするための手法・制度等を検討する。
- 地域ぐるみで公共交通を守り育てるという意識の強い地域については、地域内における住民主体での新たな移動手段の検討、導入に向けた取組を支援する。
- 交通空白地域の移動手段として、地域の実情に応じて関係者が十分な協議を行い、地域住民、市が協働し、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の導入を検討する。
- 他の地域においても、病院や商業施設等の事業者間相互、住民と事業者、事業者と行政など多様な主体が連携し、買い物支援バスや通院バス等地域の実情に応じた運行手法・制度について検討する。
- 公共交通における運転者不足の問題は一層深刻化すると見込まれるため、自動運転やシェアリングエコノミー等、交通における新たな技術や仕組みに関する情報を収集し、導入の可能性について検討する。

[実施主体]

天理市、地域住民



出典：西宮市HP

図 住民主体の新たな移動手段の確保に対する支援の仕組みの例

3.3 事業展開

各事業の展開計画は下表のとおりである。

表 計画期間の事業展開

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
[施策 1] 利便性が高く、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成					
[事業①] 鉄道(JR・近鉄)の運行・改善					
[事業②] 奈良交通バスの運行・改善及び再編					
[事業③] AI デマンド交通の運行・改善					
[事業④] 鉄道駅を交流・にぎわい拠点として活用した取組					
[事業⑤] 鉄道駅やバス停留所等における利用環境の整備					
[事業⑥] 公共交通機関の乗務員確保を支援する取組					
[事業⑦] 公共交通機関の事業継続を支援する取組					
[施策 2] 高齢者等の暮らしに必要な移動を支える方策の検討・導入					
[事業①] 高齢者の運転免許自主返納を促進する制度の検討・導入					
[事業②] 新しい運行手法・制度の検討・導入					
[施策 3] 地域公共交通の利用意識向上・利用促進施策の推進					
[事業①] 公共交通に関する情報発信					
[事業②] 公共交通の利用意識向上に向けた取組					
[事業③] 商業施設と連携した公共交通利用促進の取組					
[事業④] 観光移動における公共交通利用促進の取組					

可能性や具体策の検討		必要に応じて実施		期間を通じて実施	
------------	---	----------	---	----------	---

3.3 事業展開

各事業の展開計画は下表のとおりである。

表 計画期間の事業展開

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
[施策 1] 利便性が高く、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成					
[事業①] 鉄道(JR・近鉄)の運行・改善					
[事業②] 奈良交通バスの運行・改善及び再編					
[事業③] AI デマンド交通の運行・改善					
[事業④] 鉄道駅を交流・にぎわい拠点として活用した取組					
[事業⑤] 鉄道駅やバス停留所等における利用環境の整備					
[事業⑥] 公共交通機関の乗務員確保を支援する取組					
[事業⑦] 公共交通機関の事業継続を支援する取組					
[施策 2] 高齢者等の暮らしに必要な移動を支える方策の検討・導入					
[事業①] 高齢者の運転免許自主返納を促進する制度の検討・導入					
[事業②] 新しい運行手法・制度の検討・導入					
[施策 3] 地域公共交通の利用意識向上・利用促進施策の推進					
[事業①] 公共交通に関する情報発信					
[事業②] 公共交通の利用意識向上に向けた取組					
[事業③] 商業施設と連携した公共交通利用促進の取組					
[事業④] 観光移動における公共交通利用促進の取組					

可能性や具体策の検討	必要に応じて実施	期間を通じて実施
------------	----------	----------